

令和 2 年 7 月 22 日
学 生 部 学 生 課

令和 2 年 7 月豪雨により被災された学生のみなさまへ

令和 2 年 7 月豪雨により被災された学生およびご家族のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

神戸女子大学及び神戸女子短期大学では、このたびの被災状況を鑑み、学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除制度を下記のとおり適用しますのでお知らせいたします。

記

1 対象の学生

次のいずれかに該当し、実家（自宅）の家屋等が床上浸水・半壊以上等の被害を被ったことにより、家計が急変し修学の継続が困難となる学生

- (1) 実家（自宅）が災害救助法適用地域（当該災害にかかる災害救助法の適用市町村）である
- (2) 実家（自宅）が災害救助法適用地域の近隣の地域で同等の災害を被っている

災害救助法適用地域（別紙参照）

2 免除額等

令和 2 年度の授業料及び教育・施設充実費の半額（後期分を対象とする）

3 申請期間

令和 2 年 7 月から令和 2 年 12 月（末日）までの間（期間中随時受付）

4 提出書類

- ア 被災（罹災）証明書
- イ 授業料等免除願
- ウ その他必要書類

5 その他

申請を希望する学生は、予め学生課窓口へご相談ください。

以 上

※なお、日本学生支援機構奨学金〔給付（家計急変）及び貸与（緊急・応急）採用〕、JASSO 災害支援金については、KISS システムにてご案内していますので、ご確認ください。

災害救助法適用地域

(2020年7月15日現在)

長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
島根県	江津市
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
佐賀県	鹿島市
熊本県	八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
鹿児島県	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町